

平成 29 年度第 2 学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法基礎	教員名（署名）	名津井 吉裕
-------	---------	---------	--------

〔1〕 次の小問に答えなさい。（配点 30 点。各 10 点）

- （1） 積極的釈明と消極的釈明の違いを踏まえ、貸金返還請求訴訟の被告に対し、裁判所が、消滅時効の抗弁について釈明する場合がどちらに該当するかについて、簡潔に説明しなさい。
- （2） 法定訴訟担当と任意的訴訟担当の関係について、それぞれ具体例を一つ示して、簡潔に説明しなさい。
- （3） 証明度の意義を明らかにし、本証と反証の違いにつき、証明度と関連づけて簡潔に説明しなさい。

〔2〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】 事業者 A と亡妻の間には X および B の二人の子がいたが、A は死亡し、X および B が共同相続した。その後 B が死亡し、B の妻 Y が単独相続したものとして、B から Y への相続を原因とする甲土地の所有権移転登記がされていた。これに納得のいかない X は、甲土地は A の遺産であるから、自分には 2 分の 1 の共有持分権があるとして、Y に対して所有権移転登記（更正登記）手続を求める訴え（以下、「本訴」という。）を提起した。

本訴における X および Y の言い分は、次のとおりである。

〔X の言い分〕 甲土地は、生前に A が D から購入したが、税金対策のため、便宜上 B の名義で登記された。よって、A が死亡した場合、X および B が各 2 分の 1 の割合で相続している。

〔Y の言い分〕 甲土地を D から購入したのは、登記名義が示すとおり B 自身であり、かりに A が売買代金の一部を援助した事実があったとしても、それは B に対する贈与であったと思われる。B と Y の間には子がいない以上、B の死亡によって甲土地を相続したのは Y である。

本訴において、甲土地の元々の所有者が D であることについては、X および Y の間に争いはなかった。これに対して、甲土地を D から購入したのは誰か、という点については争点となった。そこで、裁判所は、証拠調べを実施したところ、次のような心証を抱くに至った。

（ア） A が甲土地を D から購入した際、B 名義の所有権移転登記が経由されたが、当時 A には B の所有とする意思がなかった。

（イ） B は、A の事業をよく手伝い、実質的にこれを承継した頃には A の意思が変化し、A が死亡した頃にはすでに甲土地を B に所有させる意思を固めていた。

【問題】 裁判所は、上記（ア）（イ）の心証に基づき、A から B への死因贈与があったも

のと認定し、Xの請求を棄却することができるか。あなたの意見を述べなさい。なお、甲土地の元の所有者がDであるものとして解答すること。

〔3〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点40点）

【事例】 X所有の甲土地（以下、「甲地」という）は、Y所有の乙土地（以下、「乙地」という。）と隣接していたが、Yが乙地上に所有する丙建物の一部が、甲地上にはみだし、両地にまたがっていた。Xは、このことをYに対して抗議したが、誠実な対応がなかった。そこで、Xは、Yに対し、甲地上にある丙建物の一部の収去甲地明渡しを求めるとともに、甲地の不法占拠による賃料相当損害金として平成20年5月16日から明渡し済みまでの月額10万円の割合による金員の支払いを求める訴訟（以下、「前訴」という。）を提起した（平成24年5月21日）。裁判所は、Xの甲地明渡し請求を認容するとともに、損害金については平成20年5月16日から甲地の明渡しに至るまで月額8万円の限度で認容する旨の判決をし、同判決は確定した（口頭弁論終結日：平成27年2月10日）。

Yは、前訴判決後も、甲地の占有を継続していたが、Xは甲地の西側隣接地において駐車場を経営しており、甲地についてもいずれは駐車場として利用する予定であることは、前訴提起当時Yも知りうる状況にあった。ところが、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰、固定資産税・都市計画税の増大、甲土地周辺における商業施設の整備等により、甲地の平成28年4月当時における賃料相当額は月額24万円になっていた。そこで、Xは、Yに対し、平成28年1月1日から甲地上にある丙建物の一部を収去し、甲地の明渡し済みに至るまで、甲地を駐車場として使用することによって得べかりし自動車保管料相当損害金と前訴確定判決により認められた賃料相当損害金との差額である16万円の支払いを求める訴訟（以下、「本訴」という。）を提起した（平成29年11月2日）。

【問題】 裁判所は、Xの本訴請求をどのように処理すべきか。解答に際しては、事例と同様の事案に関する判例の見解に言及し、その当否を検討した上で、あなたの意見を述べなさい。なお、Xの本訴請求には訴えの利益が認められるものとする。

平成28年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法基礎	教員名（署名）	名津井 吉裕
-------	---------	---------	--------

〔1〕 次の小問について、簡潔に答えなさい。（配点20点。各10点）

- （1） 裁判上の自白の定義を述べ、判例が採用する自白の撤回要件を説明しなさい。
- （2） 文書の成立の真正に関する二段の推定について説明しなさい。

〔2〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点40点）

【事例】Xは、Yに対して500万円を1年間無利息で貸し付けたが、期限が過ぎてもYが返済しないと主張して、Yを被告として表示した訴状（以下「本件訴状」という。）をS地方裁判所に提出して貸金500万円の返還を求める訴えを提起した（以下「本訴」という）。本件訴状（副本）は訴状記載のYの住所に宛てて送達されたが、当時Yは不在であり、Yが自宅で営んでいるクリーニング業の従業員Aが本件訴状を受領した。Y名義の答弁書・準備書面がS地裁に提出され、口頭弁論期日にはYが出頭し、Xの主張を争ったが、S地裁はXの主張を容れてXの請求を認容する判決をした。その後、Y名義の控訴状がS地裁に提出されたが、控訴理由書には、「本訴の提起前にYが死亡していたため、第1審判決は無効である」と記載されていた。

【問題】控訴審において、第1審手続中、Yの唯一の相続人であるZが、Yになり代わって答弁書・準備書面を作成・提出し、口頭弁論に出頭するなどY本人として訴訟に関与していたということが判明した。あなたがXの訴訟代理人（弁護士）であるとしたら、Zの主張を退けて控訴審裁判所に第1審判決の有効性を認めさせるため、どのような論旨を展開すべきか。あなたの意見を述べなさい。

〔3〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点40点）

【事例】Aは市街地にある土地甲を所有していたが、戦前から営んでいた飲食店を数年前に廃業した際に建物を取り壊して更地にして以来、柵もしないまま放置していた。Aが死亡し、Aの子であるYは、生前贈与によりA所有の株式をすべて取得していたため、A死亡時に存在した2000万円の銀行預金は、もう一人のAの子であるXと折半し、A所有の土地甲についてはXが相続することになっていた。ところが、Yは、土地甲が長期にわたり有効利用されていないことに目をつけ、土地甲の上に簡易なプレハブスタジオを設置し、ダンス教室として月15万円の賃料でCに貸し出した。Xは、この事実を知ってYに抗議したが、Yが土地甲の所有者は自分であると争ったため、Yを相手として、土地甲の所有権確認を求める訴えをS地方裁判所に提起した（以下「前訴」という）。S地裁は、YがXに貸し付けた1000万円をXが返済しないため、代物弁済として土地甲の所有権をXから取得したとするYの主張を容れて、Xの請求を棄却する判決をした。前訴判決の確定後、X

は、Y に対し、土地甲の所有権に基づき、土地甲の明渡しを求める訴えを S 地裁に提起した（以下「本訴」という。）。X の訴状は適法に Y に送達されたが、Y は本訴の第 1 回口頭弁論期日に欠席した。

【問題】本訴に関する民事訴訟法上の問題点を検討し、S 地裁が本訴についてなすべき判決を述べなさい。